

小牧市下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

小牧市下水道事業管理者 山下 史守朗

小牧市下水道事業管理規程第3号

## 小牧市下水道事業会計規程の一部を改正する規程

小牧市下水道事業会計規程（平成31年小牧市下水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第19条中を次のように改める。

（小切手の支払地の区域）

第19条 納入義務者が収入の納付に用いることができる小切手の支払地の区域は、全国の区域とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。